

概要版

# 第2次十和田市 障がい者基本計画



平成29年3月  
十和田市

# 1・計画策定の背景と趣旨

市では近年の障がい者に関する国内法の制定・改正等の社会情勢の変化を受け、平成19年3月に策定した「十和田市障害者基本計画」を見直し、障がい者を取り巻く環境の変化に対応した、平成29年度からの新たな計画となる「第2次十和田市障がい者基本計画」を策定しました。

## 2・計画の位置づけ

### ① 根拠法令と計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)です。

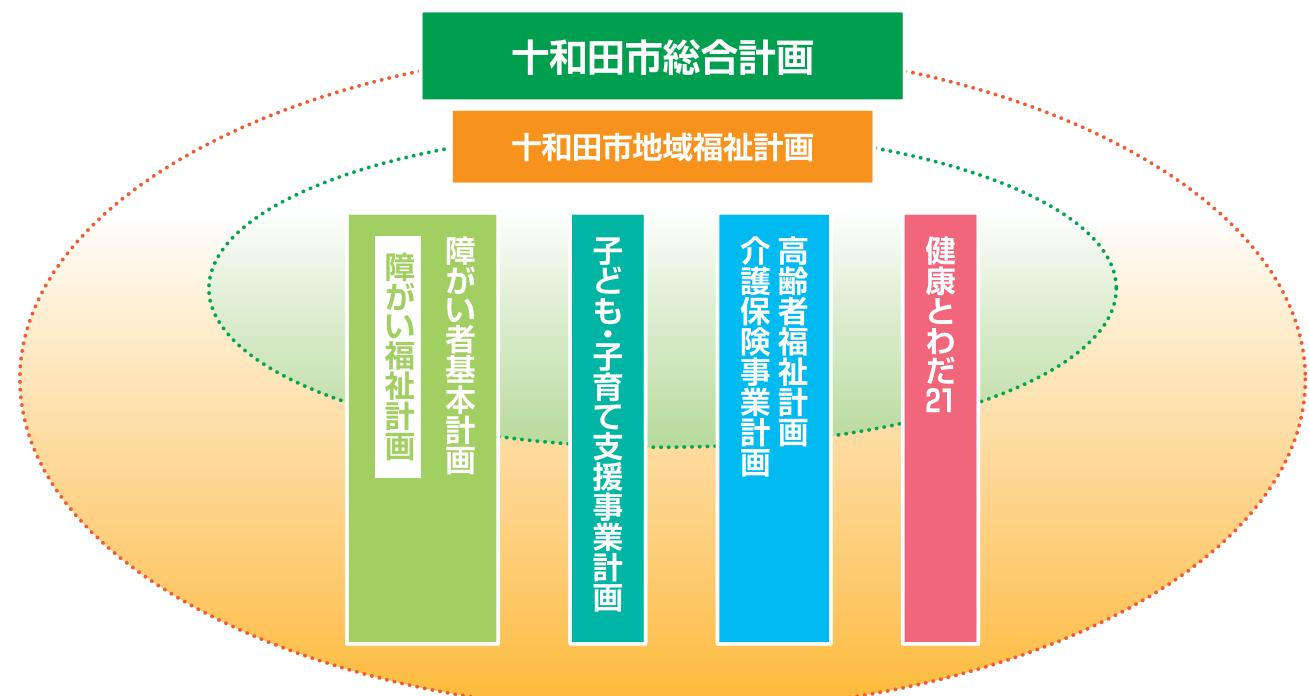
障がい者計画は、市における障がい者に関する施策を全体的に把握し、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報等の分野ごとに体系づけることで、障がい者を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体等が積極的な活動を行うための指針となる長期的な計画です。

また、この計画の「生活支援の充実」、「雇用・就業の促進」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画としては、「十和田市障がい福祉計画」を位置づけています。

### ② 他の計画との関係

本計画は、本市における市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の分野別計画として、障害者施策の視点から推進する計画として位置づけています。

また、本計画は市の関連計画である「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康とわだ21」等及び国・県の計画と整合性を図っています。

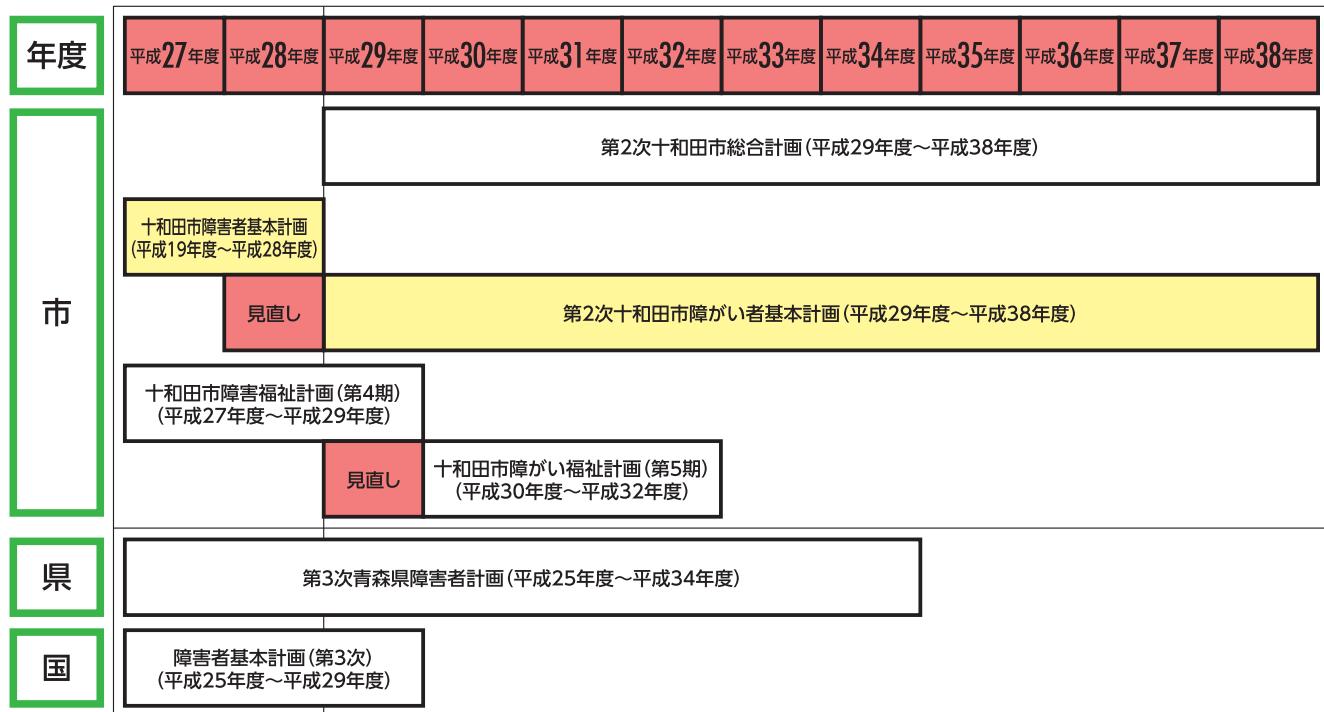


## 3・計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、国及び県の障がい者施策の状況変化や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

### ■計画の期間



## 4・計画の推進

### ① 各種施策の推進

庁内関係各課と連携を図り、全庁的に各施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### ② 民間団体等との連携の推進

行政が提供するサービスを補完する福祉サービスの提供やまちづくりを推進するため、法人やNPO等サービス提供事業者、民間企業や医療機関に協力を働きかけるとともに、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、地域住民やボランティア団体との連携を図ります。

### ③ 国・県との連携の推進

障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図ります。

## 5・横断的視点

本市においては、本計画の基本理念の下、次の4つの視点を各分野に共通する横断的な視点として計画の推進を図ります。

### ① 障がい者の自己決定の尊重

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### ② 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

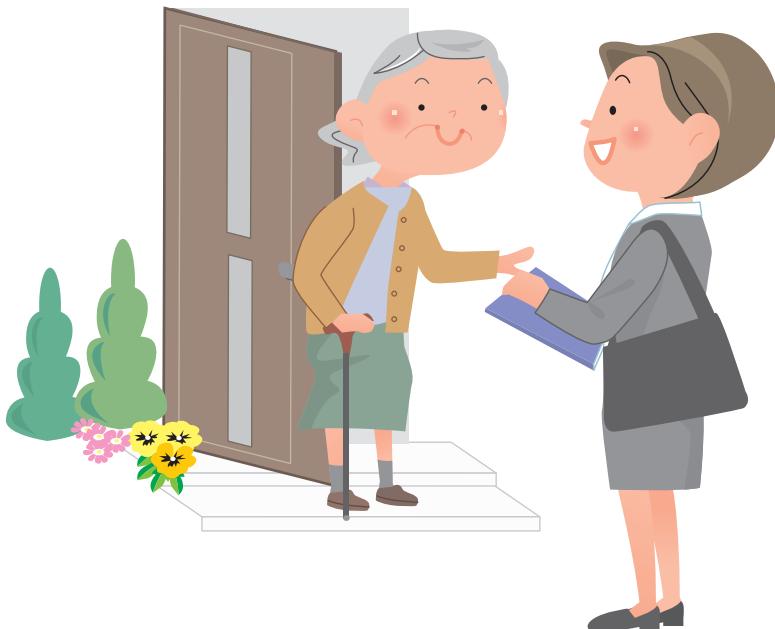
### ③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの程度、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、市民の更なる理解の促進に向けた啓発・広報活動を行います。

### ④ アクセシビリティの向上

障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に發揮しながら、安心して生活できるようにするために、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。



※アクセシビリティ…年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

## 6 主な施策

### 障がい・障がい者への理解促進と共生

#### ① 啓発・広報活動の推進

様々な広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、行政機関や民間団体と連携した啓発活動を推進し、あらゆる機会をとらえて障がいや障がい者への理解促進を図ります。



#### ② 福祉に関する教育の推進

福祉の心は、様々な社会体験やボランティア活動などを通じて培われることから、子どものころから一人ひとりの心の中に、優しさを育て、相手に対する親切や思いやりの気持ちを持てるよう、幼児教育や学校教育の中での福祉教育を推進していくとともに、家庭を含めて、地域、学校、行政が連携し、様々な体験の機会を設けるよう努めます。

### 生活支援の充実



#### ① 生活支援体制の整備

障害者総合支援法の基本的な考え方に基づき、障がい者が自立した地域生活を送ることができるよう各種障害福祉サービスの充実に努めるほか、利用者のニーズ等を踏まえ、サービス提供体制の整備を図ります。

#### ② 障がい者の相談支援体制の充実

行政や、関係機関、相談員等と連携するとともに、専門的情報収集や関係職員の研修により資質の向上を図り、相談支援体制の充実に努めます。

#### ③ 差別の解消及び権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者の生活が地域へ移行していくことを見据え、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、利用しやすい体制の整備に努めます。

#### ④ ボランティア活動の推進

市民に対し、ボランティア活動に対する意識を啓発するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と連携しながら、その活動の活性化と継続性を図るために支援体制の整備に努めます。

## ・…………… 生活環境の整備 …………

### ① 総合的な福祉のまちづくり

「バリアフリー新法」や、県の「福祉のまちづくり条例」などに基づき、市民の理解と協力を得ながら、人にやさしいまちづくりの啓発や事業の推進に努めます。



### ② 交通・移動手段の整備充実

関係機関に要望するなど、障がい者の利便性に配慮した交通関連施設や歩道の整備等に努めます。



### ③ 防犯・防災の推進

災害時における安否確認や情報提供などができるよう防災体制の充実を図るとともに、防犯知識の普及を図るため、あらゆる広報媒体を活用した啓発・広報活動を推進します。

## ・…………… 保健・医療の充実 …………

### ① 障がいの発生予防及び早期発見・早期療育の推進

重度の障害の原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、特定健康診査や各種がん検診の受診率の向上と健診結果に基づく指導の充実を図るほか、発達・発育の遅れを可能な限り早期に発見するために、乳幼児健康診査など母子保健対策の充実に努めます。



### ② 医療・リハビリテーションの充実

医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療・リハビリテーションの充実を図ります。

### ③ 精神保健福祉施策の推進

精神障がいと精神障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、心の健康に関する正しい知識の普及・啓発などこころの健康づくりの推進に努めます。

### ④ 難病(特定疾患を含む)に関する施策の推進

各種医療機関等との連携を図り、難病患者の症状や生活環境に応じた適切な支援に努めます。

## ◆ 教育の充実 ◆

### ① 障がい児教育の充実

市教育委員会、学校関係機関が綿密な連携を取り、保護者の理解を得ながら適切な教育支援に努めるほか児童相談所等と連携を図り、心身に障がいをもつ幼児の早期発見、適切な助言、指導に努めます。



### ② 特別支援教育の充実

教員及び療育に関わる専門職員の専門性や資質・指導力の向上に努めるとともに、関係機関と連携して特別支援教育の充実に努めます。

## ◆ 雇用・就業の促進 ◆

### ① 障がい者の雇用促進

公共職業安定所など関係機関との連携を深めながら、障がい者の一般就労促進のための啓発・広報に努めるほか、職業紹介、職場定着のための職業指導の充実を図ります。

### ② 経済的自立の支援

広報紙などを通じて年金制度や福祉制度のほか各種割引制度についての周知を図ります。

## ◆ 情報バリアフリー化の推進 ◆

### ① 情報バリアフリー化の推進

障がい関連データのデータベース化を推進するとともに、様々な媒体や機会を通じて積極的な情報提供を推進します。

## ◆ 社会参加の促進 ◆

### ① スポーツ・文化芸術活動の推進

障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化芸術活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図るとともに、障がい者が参加しやすい環境の整備に努めます。

### ② 交流・ふれ合いの推進

障がいのある人もない人も共に交流する機会を増やすことにより、障がいに対する正しい認識や理解の促進に努めるとともに、障がい者の自己啓発による社会参加の支援に努めます。

# 誰もが互いを尊重し、支え合い、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現

障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に普通の生活が送れるような社会を築き、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深め、障がいのある人が日常生活を営んでいく上で、自身の能力を最大限に発揮させ自立を促すための「リハビリテーション」と、障がい者が健常者と同様に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「誰もが互いを尊重し、支え合い、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」を目指すことを本計画の基本理念とします。



## 第2次十和田市障がい者基本計画

問い合わせ先

十和田市健康福祉部生活福祉課

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 TEL:0176-51-6718  
ホームページアドレス：<http://www.city.towada.lg.jp/>